

災害時における京都府と各ライフライン事業者との情報共有、災害対応の連携

1 各ライフライン事業者の被災状況等に係る府の情報集約について

【平常時】

- 各ライフライン事業者は、必要に応じて事故の状況等について京都府に報告する。

【災害時】 ※基本的には自然災害

- (1) 各ライフライン事業者は、各事業者で災害対策本部の設置等をした場合、報道機関に公表した情報について、速やかに京都府に報告する。
 - ※ 報告方法として、「緊急連絡先一覧表」により、電話、FAX、電子メール、又はWebEOCなどいずれかの方法を活用する。
- (2) 京都府は必要に応じて、緊急連絡先一覧表により、各ライフライン事業者に被害状況等の報告を要請する。
 - ※ 各ライフライン事業者の「緊急連絡先一覧表」を整備する。(別紙1のとおり)
 - ※ 基本報告様式「ライフライン事業者被害・復旧報告」を定める。(別紙2のとおり)
 - ※ 基本的には公表を前提とした情報とするが、復旧見込み情報等については、公表の可否について明らかにしておく。
- (3) 京都府は必要に応じて、各ライフライン事業者に府（災害対策本部等）へのリエゾン派遣を要請し、被災状況（地図情報など）や復旧見込みなどの情報集約を行う。

2 各ライフライン事業者間の被災状況等の情報共有体制について

【平常時】

- 各ライフライン事業者間における事故の状況等に係る情報共有は基本的には行わない。

【災害時】 ※基本的には自然災害

- (1) 各ライフライン事業者は、各事業者で災害対策本部の設置等をした場合、報道発表レベルの情報を共有するよう努める。
 - ① 府は、各ライフライン事業者から入手した報道資料について、可能な限り取りまとめ報に掲載する。
 - ② 各ライフライン事業者は、「きょうと危機管理WEB」に掲載される災害の取りまとめ報を閲覧するよう努める。
- (2) 各ライフライン事業者は、必要に応じて、緊急連絡先一覧表により、相互に被害状況等について情報交換する。(対京都府を含む)
- (3) 各ライフライン事業者は、必要に応じて、府（災害対策本部等）にリエゾンを派遣して、
 - ① 必要な被害情報等を入手することができる。
 - ② 必要な箇所の道路復旧等について、京都府に要望することができる。

3 各ライフライン事業者の復旧見込み状況の公表について

○ 府は、各ライフライン事業者から情報提供された基本報告様式により公表が可能とされた復旧見込み情報について取りまとめ報において公表する。

※ 各ライフライン事業者は、復旧見込み状況や具体的な被害状況、被害の原因等について、正確性を期しながら情報を提供する。

※ ただし、企業等からの個別的な問い合わせに対しては、企業の自己責任を前提に、可能な範囲で臨機に対応する。

4 各ライフラインの復旧の調整について

(1) 府は、ライフラインの復旧について調整の必要があるとき、各ライフライン事業者に対して府（災害対策本部等）にリエゾンを派遣・参集するよう求めることができる。

(2) 府は、災害の状況、各ライフラインの被災状況・復旧状況を情報共有する場を設置（府災害対策本部内等）し、被災状況に応じて復旧の日程や箇所等の調整を行う。

※ リエゾンは、各事業者災害対策本部と連絡を取りながら調整し、技術的な判断を行うことがある。

※ 各種施設の被災状況についての情報には、人命に関わる施設や防災関係施設等の重要施設のほか、ライフラインの復旧が必要な企業群を含めることとする。

5 各ライフライン事業者のリエゾン派遣について【再掲】

(1) 府は、必要に応じて、次の場合に、各ライフライン事業者に対して府（災害対策本部等）にリエゾンを派遣・参集するよう求めることができる。

- ① 各ライフラインの被害状況について情報集約する必要があるとき
- ② 各ライフラインの復旧調整をする必要があるとき

(2) 各ライフライン事業者は、必要に応じて、次の場合に、府（災害対策本部等）にリエゾンを派遣することができる。

- ① 必要な被害情報等を入手する必要があるとき
- ② 必要な箇所の道路復旧等について、京都府に要望する必要があるとき

※下線部は、京都府地域防災計画の見直しに反映させる。